

京都市告示第639号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月19日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
上久世石見上里線	南区久世中久世町五丁目100番地の2地先から 同町320番地地先まで	平成30年3月20日 午後3時

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
久世高田3号線	南区久世中久世町五丁目311番地地先から 同町314番地の2地先まで	平成30年3月20日 午後3時
久世高田5号線	南区久世中久世町五丁目311番地地先内	平成30年3月20日 午後3時

(建設局土木管理部道路明示課)